

令和6年度

建設工事等入札参加資格審査申請要領（追加申請・業種の追加を含む）

（測量・建設コンサルタント等）

〒747-0808

防府市入札検査室入札係

防府市桑山二丁目1番1号

TEL：0835-25-2177（直通）

MAIL：nyuken@city.hofu.yamaguchi.jp

令和6年度において、防府市（防府市上下水道局を含む。）への建設工事等競争入札参加資格審査申請を希望される方は、下記の事項に留意の上、申請してください。

記

- 1 提出部数 1部
 - 2 受付期間 令和6年2月1日（木）から同月29日（木）まで（土・日・祝日を除く）
 - 3 受付時間 午前8時15分から午後5時まで
 - 4 受付場所 防府市入札検査室（文化財郷土資料館3階）
 - 5 申請方法 郵送又は登録フォームからの申請
 - ①郵送による申請
 - ※ 郵送については、締切日の消印まで有効としますが、料金後納の場合は消印の確認ができませんので、御注意ください。
 - ②登録フォームからの申請
 - ※登録フォームに必要事項を入力、必要書類を添付して提出してください。
 - ※パソコン環境等により、添付ができなかったファイルについては、該当ファイルのみをメール又は郵送により受け付けます。メールの場合は提出期限日までの送信、郵送の場合は提出期限日までの消印のあるものが有効です。（メール送信時には、必ず開封確認の要求機能を使用してください。）
 - ※登録フォームでの申請は、送信後の確認・修正ができませんので、必要に応じて送信前にデータを保存しておいてください。
 - ※提出期限の翌日以降の申請は一切受け付けませんので、御注意ください。
- 【登録フォームの掲載場所】
〈 <https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/site/online-counter/> 〉 → 〈 オンライン
手続はこちら 〉 → 〈 カテゴリー：18 その他 〉

6 資 格

申請区分	申請者の資格
測量業務	測量法第10条の3に規定する測量業者
土木関係建設コンサルタント業務	営業を営んでいる者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けている者。ただし、建築設備（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。）に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者については、この限りではない。

地質調査業務	地質調査業者登録規程第2条の規定により、登録を受けている地質調査業者
補償関係コンサルタント業務	営業を営んでいる者。ただし、業務に関し法律上登録を必要とするものにあつては、当該登録を受けている者に限る。 (例) ・不動産の鑑定評価に関する法律第2条第3項に規定する不動産鑑定業者 ・建築士法第23条第1項の規定により登録されている建築事務所 ・土地家屋調査士法第8条の規定により登録されている土地家屋調査士

7 様式 防府市独自様式（国の様式で一部代替可能）

- ・最新の様式を使用してください。
- ・様式は防府市入札検査室ホームページ
(<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/48/>) からダウンロードできます。

8 基準日 申請をする日の直前営業年度の終了日

9 業者区分

業者区分	業者区分の説明
市内業者	市内に主たる営業所を有する業者
準市内業者	市内に営業所等を有し、かつ防府市で法人市民税が課税されている業者
市外業者	市内業者及び準市内業者に該当しない業者

10 申請書類

申請書類は下記の(1)～(14)のとおりですが、「9 業者区分」に応じ、提出書類が一部異なります。また、提出の不要・省略可能な書類及び、国の様式での代替可能な書類もあります。詳しくは後述P6～P9の「申請書類の記載要領等について」及びP10の「申請書類一覧表」で説明していますので、必ずお読みください。

※登録フォームから申請をする場合

- ・様式をスキャンしPDF化して、添付してください。(文書等の記載内容が容易に判別できる解像度にしてください。)
- ・添付ファイルの容量の上限は10MBとなっています。要領が規定値を超える場合はメールで提出してください。(メール本文に、内容が分かるよう記載してください。)

- (1) 競争入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(第1号様式の2)
- (2) 入札参加資格審査申請総括表(第2号様式の2(その1)(その2)(その3))
- (3) 資本関係・人的関係に関する調書(第16号様式)
- (4) 市内の営業所等の体制、位置図及び写真(第4号様式(その1)(その2))
- (5) 技術者経歴書(第7号様式の2)
- (6) 登録証明書又は登録通知書の写し
- (7) 誓約書(第11号様式)
- (8) 暴力団等の排除に関する誓約書(第18号様式)
- (9) 登記事項証明書(商業登記簿謄本)(写し可)
- (10) 防府市税の納税証明書(滞納のないことの証明)(法人・法人の代表者・個人)(写し可)
- (11) 課税・納税状況調査に関する同意書
- (12) 国税の納税証明書(未納税額のないことの証明)(写し可)
- (13) 使用印鑑届(第10号様式)
- (14) 委任状(支店等委任)(第9号様式)

11 申請後に審査事項に変更があった場合(審査事項の変更届)

申請書を提出後、次の事項について変更があった場合には、速やかに「競争入札参加資格審査事項変更届」(第12号様式)に必要な関係書類を添えて、1部提出してください。

事 項	関係書類 (添付する書類)
登録番号又は登録年月日	登録通知書の写し
商号又は名称	法人である者に限り登記事項証明書(商業登記簿抄本)(写し可) (代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。)
代表者の氏名	個人の場合は誓約書(第11号様式) 法人の場合は、登記事項証明書(商業登記簿抄本)(写し可) (代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。) 暴力団等の排除に関する誓約書(第18号様式) 代表者の防府市税の「滞納のないことの証明書」(代表者が防府市に住所を有する場合)(写し可)
営業所の名称又は所在地	法人である者に限り登記事項証明書(商業登記簿抄本)(写し可) (市町村合併による所在地の変更は、届出の必要はありません。営業所名の変更を伴う場合は、変更届を提出してください。) (代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。)
使用印鑑	使用印鑑届(第10号様式) (変更前と変更後の使用印鑑の印影を、第12号様式へ押印してください。)
代理人	委任状(第9号様式)(任意様式可)
電話番号又はファックス番号	添付書類なし
親会社・子会社等の資本関係の有無、役員等の兼任の有無	資本関係・人的関係に関する調書(第16号様式)
登録部門	土木関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタントに限り、登録(抹消)通知書の写し

※提出の際は、P11～P12「申請後の変更等に伴う提出書類一覧」で確認してください。

1.2 資格の承継承認申請

資格の認定後、次の(1)から(6)までに該当することとなった場合に、その承継人は引き続き入札参加資格を承継することを希望するときには、新規に許可を受けた後、速やかに第13号様式の「競争入札参加資格承継承認申請書」を提出してください。承継承認申請書には第14号様式の「経営事項引継書」を添付してください。

なお、承継承認申請書が提出されないときは、資格を承継することができませんので注意してください。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (3) 個人又は法人が廃業したときは、その営業を譲り受けた者
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人
- (5) 法人が会社分割したときは、その分割によりその事業を引き継いだ法人
- (6) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したときは、その企業組合又は協業組合

承継承認申請書には次の書類を添付してください。(上記(3)又は(4)に該当し、譲渡契約書等で資産の承継状況が確認できる場合は、⑤は不要)

- ① 登録通知書の写し
- ② 技術者経歴書(第7号様式の2)
- ③ 法人の場合は、登記事項証明書(商業登記簿抄本)(写し可)、個人の場合は、代表者の誓約書(第11号様式)

- ④ 暴力団等の排除に関する誓約書（第18号様式）
- ⑤ 被承継人の終了貸借対照表・損益計算書と承継人の開始貸借対照表
- ⑥ 委任状（第9号様式）（任意様式可）（委任がある場合のみ提出）
- ⑦ 営業譲渡の場合は、譲渡協定書等譲渡内容が確認できるもの（写し可）
- ⑧ 合併の場合は、合併契約書の写し
 - ※ 提出の際は、P11～P12「申請後の変更等に伴う提出書類一覧」で確認してください。
- ⑨ 納税証明書（防府市税の「滞納のないことの証明書」（法人・個人・法人の代表者）（写し可）
 国税の「未納税額のないことの証明」（法人「その3の3」・個人「その3の2」）（写し可）
 準市内業者については課税・納税状況調査に関する同意書
 - ※ 承継するものが既に令和5・6年度防府市建設工事等競争入札参加資格を有している場合は必要ありません。
- ⑩ 使用印鑑届（第10号様式）

1.3 更生（再生）手続開始の決定を受けた会社等の特例

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生（再生）手続開始の日を審査基準日として入札参加資格の審査を行います。この場合において、既に入札参加資格を有している時は、次の書類を添付の上、競争入札参加資格再審査申請書（第15号様式）により、資格の再認定を申し出てください。

なお、再認定を受けていないときは、入札参加資格の確認ができませんのでご注意ください。

- ① 裁判所による更生（再生）手続開始の決定書の写し
- ② 入札参加資格審査申請総括表（第2号様式の2）
- ③ 貸借対照表及び損益計算書（更生又は再生手続開始の決定時以降における直近決算日時点のもの）
- ④ 委任状（第9号様式）（任意様式可）（委任がある場合のみ提出）
- ⑤ 更生手続開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

※ 提出に際し、不明な点があればお尋ねください。

※ 令和5年4月以降は、原則として電子入札の登録がない業者の入札参加は認めません。未登録の業者は速やかに登録をお願いします。

前回（令和3・4年度）申請からの変更点等

令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格審査申請受付時から下記の点につきまして提出書類等の変更をしていますので御注意ください。

（1）申請方法の変更について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、申請方法を郵送とします。

また、令和6年度建設工事等競争入札参加資格審査申請（追加申請・業種の追加を含む）受付時から登録フォームからの申請受付を開始します。

（2）営業所一覧表（第5号様式）の廃止について

準市内業者及び市外業者に営業所一覧表の提出を求めていましたが、今回の申請から提出の必要はありません。

（3）測量法第55条の8第1項に基づく書類の写し、現況報告書の写しの廃止について（全業者）

測量法第55条の8第1項に基づく書類の写し、現況報告書の写しの提出を求めていましたが、今回の申請から提出の必要はありません。

（4）直前2年の営業年度の財務諸表の廃止について（全業者）

直前2年の営業年度の財務諸表の提出を求めていましたが、今回の申請から提出の必要はありません。

（5）委任状（個人委任）（第9号様式（その2））について（全業者）

電子入札システムにより入札手続を行いますので、提出の必要はありません。

申請書類の記載要領等について

申請書提出にあたり、記入方法、提出方法等の注意事項を列記していますので、よくお読みいただき、提出くださいますようお願いいたします。

(全様式共通事項)

登記簿に記載の本社とは異なる営業所を「主たる営業所」とする場合は、各様式の住所記載欄で（主たる営業所）と記載する等、その旨がわかるように記載してください。

(1) 競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（第1号様式の2）

・国の様式（様式①申請書1枚目）での代替が可能です。

(2) 入札参加資格審査申請総括表（第2号様式の2（その1）（その2）（その3））

第2号様式の2（その1）

- ① 「法人個人の別」欄については、該当となる番号（1又は2）を枠内に記入してください。
- ② 「防府市における法人市民税の課税の有無」欄については、「有」又は「無」のいずれかの枠内に○印を記入してください。○印を記入された場合は、防府市税「滞納のないことの証明」を添付してください。（写し可）
また、準市内業者については、併せて「課税・納税状況調査に関する同意書」も提出してください。
- ③ 「商号又は名称」欄には、法人の種類を表す文字は、次の略号を用いて称号又は名称の前又は後ろに記入してください。（商号又は名称のフリガナには、記入不要）

株式会社 → (株)	合同会社 → (同)	合資会社 → (資)	合名会社 → (名)
協同組合 → (協組)	協業組合 → (業)	企業組合 → (企)	有限会社 → (有)

- ④ 「代表者役職」欄は、法人の場合のみ記入してください。（例……代表取締役、取締役社長）
- ⑤ 「代表者氏名」欄は、漢字、フリガナとも姓と名の間を一文字空けてください。
- ⑥ 受任営業所等は、入札及び契約事務等を委任される場合にその名称及び所在地等を記入してください。
- ⑦ 市内の営業所等は、防府市内に営業所等（支店・営業所・出張所等）がある場合は記入してください。

第2号様式の2（その2）

- ・国の様式（様式①申請書2枚目及び3枚目）での代替が可能です。
 - ・「入札参加申請の有無と実績高」の各欄については、次のように記入してください。
- ① 「入札参加申請の有無」欄には、入札参加を希望する事業について、○印を記入してください。
 - ② 「設備設計の有無」欄には、建築設備に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者について○印を記入してください。
 - ③ 「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」及び「直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、事業欄の「測量」、「土木関係建設コンサルタント」、「建築関係建設コンサルタント」、「地質調査業務」、「補償コンサルタント」の各事業のうち、入札参加申請する事業についてのみ記載してください。
 - ④ 「直前1年度分決算」とは、審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「直前2年度分決算」とは、直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「直前2か年の年間平均実績高」とは、両決算に基づき算定した年間平均実績高（両決算の合計を2で除して得た数値であり、千円未満は四捨五入してください。）をそれぞれいいます。なお、決算が1事業年度1回の場合には、「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右側のみに記載してください。

- ⑤ 直前2年度分決算の欄には、次の金額を記入してください。
- 普通法人・・・・・・・・・・ 決算報告書の損益計算書の「売上」金額
 - 公益法人・・・・・・・・・・ 収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額
 - ※ 一般財団法人、一般社団法人を含む
 - 個人（青色申告）・・・・ 確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」
 - 個人（白色申告）・・・・ 確定申告書控えの所得金額欄の「営業等」金額
 - 組合・・・・・・・・・・ 決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額
 - ※ 各売上・収入等実績は当該事業にかかるもののみ記入してください。建設業及び物品製造業等の実績は含まないでください。
- ⑥ 各々の金額については、消費税を含まない額とします。
- ⑦ 「入札参加申請の有無」欄に○印を付けた事業で、実績がない場合は、その事業の「直前2か年間の年間平均実績高」欄の金額記入欄の右端に「0」を記入してください。
- ・「自己資本額」の各欄の記入については、次のように記入してください。
- ① 「払込資本金」
- 法人にあつては払込済資本金に新株式払込金、新株式申込証拠金の額（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）を、加えた額を記載します。
 - 個人にあつては次期繰越資本金を、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金の合計額を記載します。
 - 個人（青色申告）の方は、確定申告書控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で出た金額を個人事業者における「払込資本金」とします。その他、準備金・積立金、次期繰越利益（損失）という概念が個人事業者の財務諸表にないため、そのまま右下の合計も同じ金額が入ります。
 - 個人（白色申告）の方は、確定申告書の控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となります。
 - ※ 白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合には、それをもとに自己資本額を記入します。
- ② 「準備金・積立金等」
- 「直前決算時」には、株式会社である場合においては、資本剰余金、利益準備金、任意積立金、及び自己株式払込金（自己株式申込証拠金）の合計額から自己株式の額を減じたものを記載し、有限会社である場合においては、資本剰余金、利益準備金、任意積立金、自己持分払込金（自己持分申込証拠金）の合計額から自己持分の額を減じたものを記載します。（ただし、いずれの場合においても、土地再評価差額金、株式等評価差額金がある場合には、これらの額を加えること。）組合にあつては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の上記直前決算時の準備金・積立金等との合計額を記載します。
 - 「剰余（欠損）金処分」欄には、利益準備金及び任意積立金の合計額から任意積立金取崩額を減じたものを記載します（利益処分計算書等から計上します。）。ただし、その他資本剰余金から役員賞与や株主配当等の処分を行った場合には、当該処分額を減じること。
- ③ 「次期繰越利益（欠損）金」
- 次期繰越が欠損金の場合は、数字の左欄に△を付して記入すること。

公益法人の場合の自己資本金額は、「貸借対照表」で確認できますが、不明な場合は「正味財産増減計算書」で確認してください。

※ 会社法及び会社計算規則施行後の基準に基づき計算書類を作成する法人にあつては、自己資本額の合計は、貸借対照表の純資産合計額と一致するものとし、以下により記載するものとします。「払込資本金」欄には払込済資本金に新株式払込金、新株式申込証拠金の額を加えた額を記載します。

「準備金・積立金等」欄のうち「直前決算時」には資本剰余金、利益準備金、その他利益準備金及び自己株式証拠金の合計額から自己株式の額を減じたものを記載します。(ただし、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び新株予約権がある場合には、これらの額を加えること)「準備金・積立金」欄のうち「剰余(欠損)金処分」欄には何も記載しません。「次期繰越利益(欠損)金」欄のうち「剰余(欠損)金処分」欄には、貸借対照表の繰越利益剰余金を記載します。

第2号様式の2(その3)

- ・ 国の様式(様式②業態調書)での代替可能です。

(3) 資本関係・人的関係に関する調書(第16号様式)

- ・ 資本関係(親会社、子会社の有無)及び人的関係(役員の兼任)について記載してください。該当がない場合は「無」に○印をしてください。
- ・ 当様式中の(3)は(1)を「有」と回答された方のみ記入してください。

(4) 市内の営業所等の体制、位置図及び写真(第4号様式(その1)(その2))

- ・ 市内業者と市外業者は提出不要です。
- ※ 写真は事業所等の名称が分かるように、看板等が写るように撮影してください。

(5) 技術者経歴書(第7号様式の2)

- ・ 国の様式(様式④)で代替が可能です。

(6) 登録証明書又は登録通知書の写し

(7) 誓約書(第11号様式)

- ・ 個人の場合(法人でない場合)のみ提出してください。

(8) 暴力団等の排除に関する誓約書(第18号様式)

- ・ 代表者の生年月日は、M(明治)・T(大正)・S(昭和)・H(平成)のいずれかを○で囲み、年月日を記入してください。
- ・ 代表者氏名にはフリガナを記入してください。

(9) 登記事項証明書(商業登記簿謄本)(写し可)

防府市役所4号館1階に法務局証明サービスセンターがあります。

- ・ 法人の場合のみ提出してください。

(10) 防府市税の納税証明書(滞納のないことの証明)(写し可)

防府市課税課諸税係(4号館2階)及び各出張所で発行

【法人・個人】

- ・ 市内業者及び準市内業者は、法人又は個人の証明書が必要です。

【法人の代表者】

- ・ 法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、法人の代表者の証明書が必要です。
- ※ 代表取締役等を複数登記されている場合、防府市に住所を有する全ての方の証明を添付してください。

◇防府市税に関する証明書発行について

※ 申請書、委任状は、別紙様式を御利用ください。

- ・ 申請人の本人確認

申請人の本人確認が必要になります。窓口にお越しの際は必ず、運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード等、公的機関が発行した、本人確認ができるものをお持ちください。

- ・ 代理人が申請する場合

代理人の本人確認ができるものをお持ちください。

法人の「滞納のないことの証明書」が必要な場合は、申請書に法人代表者印が必要です。

個人(法人代表者)の「滞納のないことの証明書」が必要な場合は、同一世帯以外(住民票の世帯が別の人が申請する場合は、申請書のほかに委任状(すべて本人の直筆で記入されたもの)が必要です。)詳しくは、記入例を参照してください。

※納税後2週間以内に証明書を申請する場合

納付したことを確認できる書類が必要になります。窓口にお越しの際は、納付時の領収書（領収日付印のあるもの）又は口座引落とし済みの通帳のコピーをお持ちください。

(1 1) 課税・納税状況調査に関する同意書

- ・市内に支店・営業所等がある場合は必ず提出してください。
(防府市内に営業所等がない場合は提出不要です。)

(1 2) 国税の納税証明書（未納税額のないことの証明）（写し可） **税務署で発行**

- ・個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税について必要です。（その3の2）
- ・法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税について必要です。（その3の3）
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予が認められている場合は「納税証明書（その1）」を提出してください。

【対象税】 法人：法人税、消費税及び地方消費税

個人：所得税、消費税及び地方消費税

(1 3) 使用印鑑届（第10号様式）

- ・物体による印章を用いて印影が鮮明となるよう押印してください。
- ・登録フォームから申請をする場合は原寸大かつ照合に適する程度の解像度（600dpi 程度）で様式をスキャンし、PDF データ化してください。

(1 4) 委任状（支店等委任）（第9号様式）

- ・任意様式で代替可能です。（実印及び受任者の使用印を押印してください。）
- ・入札及び契約事務等を支店及び営業所等へ委任される場合に提出してください。
 - ・委任期間は登録期間であれば、任意の期間が設定できます。最長は令和6年4月1日から令和7年3月31日となります。

その他注意事項

- ・記載内容に疑義がある場合は、記載内容を確認するため関係書類の提出等を求めることがあります。
- ・申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事項を記載しなかった場合は入札参加資格を認定しないことがあります。また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合には認定を取り消すことがありますので、十分に注意をしてください。
- ・申請が受け付けられても、必ずしも入札（見積合せ）に指名されるとは限りません。

- ・防府市税について、課税されているのに未納（滞納）のないことを示す証明書を添付できない場合は、申請書の受理はいたしますが、指名については留保いたしますので御注意ください。なお、完納された時点で速やかに未納（滞納）のないことを示す証明書を提出してください。
- ・コピーの必要なものは、A4サイズに統一してコピーしてください。但し、登記事項証明書（商業登記簿謄本）は、そのままの大きさと結構です。
- ・納税証明書、登記簿等の証明書は申請日前3か月以内に証明されたものに限りです。
- ・郵送で書類を提出する場合は申請書類をA4ファイル（色指定なし）に綴じ、背表紙及び表に会社名を明示してください。
- ・郵送にて申請される方で、受付確認の必要な方は、葉書を同封してください。
- ・業者への審査結果通知書は送付いたしません。6月頃（予定）に入札参加資格者名簿を防府市入札検査室ホームページに掲載しますので、それにより確認してください。
 - ※ P10「申請書類一覧表」で各書類を確認の上、提出をお願いします。

申請書類一覧表

番号	様式名	国の様式で代替の可否	市内業者	準市内業者	市外業者	確認	
1	競争入札参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等) (第1号様式の2)	可 様式①の 申請書1枚目	○	○	○		
2	入札参加資格 審査申請総括 表	第2号様式の2(その1)	○	○	○		
		第2号様式の2(その2)	可 様式①の申請 書2枚目と申 請書3枚目	○	○	○	
		第2号様式の2(その3)	可 様式② 業態調書	○	○	○	
3	資本関係・人的関係に関する調書 (第16号様式)		○	○	○		
4	市内の営業所等の体制、位置図及び写真 (第4号様式(その1)(その2))		—	○	—		
5	技術者経歴書 (第7号様式の2)	可 様式④	○	○	○		
6	登録証明書又は登録通知書の写し		●	●	●		
7	誓約書(個人のみ)(第11号様式)		○	○	○		
8	暴力団等の排除に関する誓約書 (第18号様式)		○	○	○		
9	商業登記簿謄本(法人のみ・写し可)		○	○	○		
10	市税の納税証明書(写し可) ・防府市税「滞納のないことの証明」						
	・法人又は個人 ・法人の代表者		○ ●	○ ●	— ●		
11	課税・納税状況調査に関する同意書		○	○	—		
12	国税の納税証明書(写し可) 「未納税額のないことの証明」 ・法人の場合は法人税と消費税及び地方消費税(その3の3) ・個人の場合は所得税と消費税及び地方消費税(その3の2)		○	○	○		
13	使用印鑑届(第10号様式)		○	○	○		
14	委任状(支店等委任)(第9号様式) ※任意様式で代替可能		—	△	△		

- (注) 1 ○は、必ず提出しなければならない書類です。
 2 △は、場合により省略できる書類です。
 3 ●は、該当する場合には提出しなければならない書類です。

申請後の変更等に伴う提出書類一覧

番号	様式名	国の様式代替可否	資格の登録内容の変更							資格の承継承認申請
			登録番号又は登録年月日	商号又は名称	代表者の氏名	営業所等の名称又は所在地	使用印鑑	代理人	資本関係・人的関係	
1	競争入札参加資格審査事項変更届 (第12号様式)	可	○	○	○	○	○	○		
2	競争入札参加資格承継承認申請書 (第13号様式)									○
3	経営事項引継書 (第14号様式)									○
4	登録証明書又は登録通知書の写し		○							○
5	資本関係・人的関係に関する調書 (第16号様式)								○	
6	技術者経歴書 (第7号様式の2)	可								○
7	登記事項証明書 (商業登記簿謄本) (法人のみ・写し可)									○
8	登記事項証明書 (商業登記簿抄本) (法人のみ・写し可)			○	○	○				
9	誓約書(個人のみ) (第11号様式)				○					○
10	暴力団等の排除に関する誓約書 (第18号様式)				○					○
11	市税の納税証明書 防府市税「滞納のないことの証明」 (写し可)									
	・法人又は個人				—					●
	・法人の代表者				●					●

12	国税の納税証明書 (写し可) 「未納税額のない ことの証明」 ・法人の場合は法 人税と消費税及び 地方消費税 (その 3の3) ・個人の場合は所 得税と消費税及び 地方消費税 (その 3の2)										●	
13	被継承人の終了貸 借対照表・損益計 算書と承継人の開 始貸借対照表 (注:場合による)											○
14	委任状 (支店等委 任) (第9号様式) ※任意様式で代替 可能			△	△	△			○			△
15	譲渡協定書等内 容が確認できるもの (営業譲渡の場合 のみ)											○
16	合併契約書 (合併 の場合のみ)											○
17	使用印鑑届 (第1 0号様式)							○				●

- (注) 1 ○は、必ず提出しなければならない書類です。
 2 ●は、該当する場合には提出しなければならない書類です。
 3 △は、場合により省略できる書類です。